

事業主及び事務担当者の皆様

東京薬業企業年金基金

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う基金事務局の対応について

日頃より、当基金の事業運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日（火）、政府の『緊急事態宣言』の発令に伴い、東京都より『緊急事態措置』が公表されたところです。

これに伴い、当基金では、「感染拡大の防止」・「感染リスクの低減」・「健康状態、命の保全」の観点から、緊急事態宣言が解除されるまでの間、下記のとおり基金事務局の事務処理体制を縮小して対応させていただいております。

つきましては、実施事業所の事業主の皆様には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事務処理体制の縮小期間

令和2年4月8日（水）から緊急事態宣言解除までの間（現状、5月6日までを想定）

#### 2. 事務処理体制縮小等による影響

##### （1）各種届書の事務処理について

事業所様から提出を受けた各種届書については、原則、当月中に事務処理を行いますが、届書の受付時期や受付件数によって、翌月処理とならざるを得ない場合があります。

##### （2）連絡窓口等について

基金事務所は平常どおり開所しておりますが、事業所様からの電話やメールによるお問合せの際、電話が繋がりにくくなったり、お待たせする場合があります。

##### （3）基金事務所への来所について

各種届書のご提出については、感染拡大防止等の観点から、基金事務所への来所はお控えいただき、できる限り郵送でお願いいたします。

##### （4）年金ライフプランセミナーについて

既に事業主様宛て通知又は広報誌でご案内しております令和2年度上期開催分（6月4日、8月14日、9月15日）については中止とします。なお、下期の開催予定については、別途、事業主様宛て通知等でご案内いたします。

なお、上記の対応内容に変更があった場合には、随時、基金ホームページでお知らせいたします。

以上